



JAL不当解雇撤回ニュース

No 号 2012.11.27
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

支える会 1周年で学習会&交流

11月19日フェニックスビルにて「支える会」発足1周年の取り組みとして、学習&原告団との交流集会在開催されました。集会では代表世話人のお一人である龍谷大学教授脇田滋さんより、「財界のねらう解雇自由社会とJAL解雇撤回闘争の意義」と題して学習会が催されました。



脇田 滋教授

1 解雇(常用雇用)の原則の確立(第2次大戦後)

- ・1951年ドイツにて正当な事由が無ければ解雇はできないという解雇制限法が制定された。
- ・1960年ドイツ連邦裁判所は有期雇用を認めない。解雇法理の脱法行為であるとの判決を出す。
- ・1982年ILOから「使用者の発意による雇用の終了に関する条約と勧告」が發布され、国際労働基準となる。これにより差別的解雇の禁止、不当解雇を争う権利、また整理解雇において公的機関の介入などが認められた。

2 日本政府・財界が推進した労働法の規制緩和

- ・1985年労働者派遣法制定される。

これは憲法27条労働権の保障を侵害している。雇用責任のない名ばかり雇用主(派遣会社)が派遣契約を打ち切れば大企業は痛みの無い解雇ができる。これにより解雇自由な労働者が生み出された。

- *労働組合の強いイタリアでは長年の取り組みのより雇用保障の仕組みが確立し、派遣を禁止している。企業が新規採用する場合は直接雇用できず、職業安定所を通さなければならない。企業に採用の自由は無く恣意的採用は不可能である。

3 世界の解雇月雇用(非正規雇用)への規制

- ・フランスでは常用雇用が原則であり、業務形態に関係なく同業種同待遇同一賃金である。
- ・有期雇用は臨時のみ認められる。
- ・不安定雇用は正規雇用より賃金が高くて当然であるという考えから、不安定な有期雇用者には1割増しの手当てがつく。

4 日本における裁判所・労働法理の変化

- ・整理解雇の4要件は判例法理であり法律ではない。
- ・政府・経営者は長期的戦略で一貫して解雇自由を追求してきた。(1995年経団連が雇用の細分化を発表)
- ・非正規雇用では整理解雇法理が排除されており、必要な時だけ利用し要らなくなったらポイ捨てる。
- ・不安定・不均等待遇・差別的劣悪待遇等正規雇用との格差は世界的には稀である。
- ・企業は正規雇用者と非正規雇用者を分断し、解雇法理を分断している。これは労働法に違反しているが裁判所も間違った理解をしている。
- *韓国では勤労基準法があり24条には日本の整理解雇4要件と同じ物があり、25条には優先雇用義務が設定されている。これは解雇より3年以内に同業務で採用開始の場合、解雇者を優先するとし、違反社には罰則の規定もある。フランスでは1年、スウェーデンでは9カ月など、世界中多くの国で実施されている。



5 JAL 裁判の意義

- ・正規雇用(法)と非正規雇用(法)分断を許さない。
- ・正規・非正規の団結が必要、足の引っ張り合いからは何も生まれない。
- ・労働者本来の権利を示し、労働組合だけでなく市民・主婦・学生を巻き込み正規・非正規一体となり人間らしく生きる闘いにする。

*韓国では国民の高い意識により正規・非正規を乗り越える取り組みが行われ労働者全体が連帯する。企業別組合は無く産別単一組合となり、企業は支部となる。自動車会社の組合(日本の JMIU)の組織数は 15 万人である。(JMIU の 10 倍)彼らは「解雇は殺人！」と叫び「非正規労働者撤廃」「総雇用保障」をスローガンに闘っている。

2008 年リーマンショックにより世界中に解雇の嵐が吹き荒れた。そんな中行われたストライキの数は、唯一経営者に解雇自由権があるアメリカで 195 万日、フランス 155 万日、韓国 80 万日、日本は 1 万日であった。日本の数は第 2 次大戦前より少なく、労働人口は韓国の 3 倍である。また 20 万～30 万人とも言われた解雇・雇止めに対して反対して闘った組合はなかった。

かつて日本の労働法を手本にした韓国は、労働者の知識・意識の面で今やはるか先を行く。

学習会に引き続き、高裁での口頭弁論を目前に控えての状況が弁護団事務局長の山口泉弁護士より報告がされました。準備書面の作成に全力を挙げていることや、現在 21 人いる弁護団に加えて、賛同者としての弁護士を広く募り弁護団を拡大・拡充させていくことも新たな取り組みとして紹介されました。



山口泉弁護士

地裁判決に誤りや審議不十分である旨を裁判官に認識してもらいよう書面を作成している。

不当労働行為を浮き彫りにしていくため、その事実を出していく。会社は原判決どおりという反論に徹している。

11月26日署名提出数

団体 2000 筆 (累計 7000 筆)

個人 50000 筆 (累計 100000 筆)

ありがとうございます



12月6日、控訴審勝利をつかむ大集会

池袋みらい座 18:30 開始 (18:00 開場)

お待ちしております!

